

令和7年度 香美市消防団永野分団屯所建設工事

香美市消防本部

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 令和7年度 香美市消防団永野分団屯所建設工事

2. 工事内容 永野分団屯所建設工事、耐震性貯水槽設置工事

3. 施設概要

- (1) 施設名称 香美市消防団永野分団屯所
- (2) 敷地の場所 香美市香北町永野字札場ノ西 2260 番 1
- (3) 施設用途 消防団屯所
- (4) 工事期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日迄
※令和7年8月31日まで旧双葉保育園解体工事を行う。

4. 工事施工と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 990.80 m²
- b. 用途地域及び地区の指定 都市計画区域外

(2) 施設の条件

- a. 永野分団屯所建設工事
 - ・当該施設の延べ面積 163.07 m²
 - ・主要構造 鉄骨造 平屋建
- b. 耐震性貯水槽設置
 - ・型 100 m³級鋼製耐震性貯水槽 (ks100-Ⅱ-BCM) と同等品
 - ・規格 消防防災施設整備費補助金交付要綱に定めるもの

(3) 工事の主な内容

- ・別添実施設計図参照

(4) その他と条件については、下記による。

- ・耐震性貯水槽の必要提出書類は発注者の指示に従い別途提出すること。
- ・工事实績情報 (CORINS) の登録をすること。
- ・下請負がある場合は、下請契約の請負金額に関わらず、施工体制台帳を提出すること。
- ・施工にあたって、監督職員及び工事監理者と施工日程及び施工時間について協議を行うこと。また、近隣には工事説明を行うこと。
- ・請負代金内訳書を契約締結後5日以内に提出すること。
- ・施工計画書を作成し、工事の施工は工事監理者の承認後とする。
- ・工事施工中においては、第三者等の安全に留意し、監督職員及び工事監理者と綿

密な連絡により作業を行うこと。

なお、現地を確認のうえ応札すること。

- ・ 竣工後、1 カ月、1 年及び2 年検査を行い不具合がある箇所は、請負者は誠意をもって対応すること。

なお、検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

Ⅱ 工事仕様

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された事項を適用する。

2. 技術者の設置（専任）

主任技術者は、2 級建築施工管理技士、2 級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士、1 級建築士又はこれらと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

なお、工事経歴書、資格証明資料を提出すること。

3. 施工管理

施工計画に従い、施工が進行されるように管理をする。

（1）安全管理

労働安全衛生法において安全衛生管理組織を確立する。

火災予防のため火元責任者をおき、防火上必要な措置を行う。

作業や第三者の傷害、その他の事故の発生を未然に防止すること。

（2）品質管理

各種材料の受入れ検査及び、試験等を行う。

適切な保管方法により品質を維持管理すること。

（3）工程管理

各種工事別にかつ総合的に工程を計画し定められた工期内に完成をするように管理をする。

4. 工事の実施

図面、仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員及び工事監理者と協議するものとする。

（1）一般事項

a. 工事は、提示された与条件、対象工事の設計図書及び適用基準等によって行う。

b. 設計図書に適合する工事目的を完成させるために施工管理体制を確立し、品質、

工程、安全等の施工管理を適切に行い、又、工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書の内容を周知徹底する。

- c. 工事の着手、施工、完成にあたり、請負者の行うべき関係機関への必要な手続き等を関係法令等の定めるところにより、遅滞なく行う。なお、手続き等に要する費用は、請負者の負担とする。

関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、監督職員及び工事監理者の指示により立会うものとする。なお、検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(2) 工事現場の管理

- ・現場代理人及び管理技術者は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意するほか、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令に従って工事現場を良好に管理する。
- ・各種仮設設備は、関係法令に従い安全上、衛生上支障のないように設置する。
- ・工事現場は、常に整理整頓を励行し、危険箇所等の点検を行う等、事故防止に努める。

(3) 施工中の安全確保及び環境の保全

- ・工事の施工に伴う災害の防止及び環境保全は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、適切に処置をする。
- ・近隣の住民及び構築物、地下埋設物、農地等の財産物に対しては、工事騒音、振動で損害を与えないよう、適切な処置をとる。
- ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シートを設ける等、火災の防止措置を講じる。
- ・工事現場からの落下物によって工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合には、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物による危険の予防処置をする。
- ・工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。

(i) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(ii) 工事にに関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は、ただちに誠意をもって対応する。

(4) 打合せ及び記録

- a. 工事着手時及び各種仕上げ材等の選定時、監督職員、工事監理者及び現場代理人が必要と認めた時に打合せを行う。
- b. 請負者は工事が適切に行われるよう、監督職員及び工事監理者と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況を報告しなければならない。

(5) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものとする。年版については、最新版を採用する。

- ・ 建築工事監理指針【上・下】
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築工事標準仕様書【建築工事編】
- ・ 公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】
- ・ 公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】
- ・ 公共建築設備工事標準図【電気設備工事編】
- ・ 公共建築設備工事標準図【機械設備工事編】
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 高知県建設工事共通仕様書
- ・ 対象工事の設計図書（上記に示されたものを除く）

(6) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
・ 対象工事の設計図書	無断転載・複製を禁ず。 監督職員の請求により、返却すること。

貸与場所（消防本部消防課） 貸与時期（契約日以降）

返却場所（消防本部消防課） 返却時期（成果物提出時以前）

5. 成果物等について

提出図書	提出部数	提出期限	備考
請 負 代 金 内 訳 書	2	契約締結の日から 5 日以内	
工 事 工 程 表	2	契約締結の日から 5 日以内	
工 事 着 手 届	1	契約締結の日から 5 日以内	
現 場 代 理 人 届	1	契約締結の日から 5 日以内	工事経歴書、資格証明 資料等
施 工 体 制 台 帳	1	契約後速やかに	
登 録 内 容 確 認 書	1	適宜	工事実績情報サービス （CORINS）
建 退 共 掛 金 収 納 書	1	契約締結の日から 30 日以内	
総 合 仮 設 計 画 書	1	契約後速やかに	
施工図・製作図・施工計画書	2	実施 14 日前	別紙のとおり 監督職員と協議
工 事 報 告 書	1	毎月 3 日	月間報告（出来高） 写真、工程表
材 料 試 験 報 告 書	1	適宜	
工 事 竣 工 図	縮小版製本 1 部 縮小なし製本 1 部	完成検査日	黒表紙金文字 A3、A4 版二つ折り製本（A1 図 面の場合は A2 判とす る）、図面データ

			(JWW、PDF)
工 事 竣 工 写 真	1	完成検査日	
耐震性貯水槽必要書類 (補助金申請書類)	1	適宜	監督職員と協議
そ の 他 引 渡 し 書 類	1	引渡し時	工事日誌 工事写真 マニフェスト(写し) 建設廃棄物処理委託契 約書(写し) 保守管理一覧 主要機器メーカーリスト 鍵リスト 保証書類 その他(取扱い説明書)

備品：キーBOX、レンチ類